

男女共同参画基本プラン進捗状況調査

「所管課評価」欄

- 1…目標の達成が不十分
- 2…目標の達成がやや不十分
- 3…相当程度は目標を達成
- 4…目標以上に達成
- 5…目標を大きく上回り達成

★基本目標Ⅰ 人権尊重と男女共同参画の視点に立った社会づくり

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内 容	所管課	R5 所管課 評価	2023（令和5）年度 取 組 内 容 （事業名、時期、内容、成果など）
1	I	1	①	人権・男女共同参画に関する講座・講演会・学習会等の実施	関係機関と連携しながら講師選定・研修方法の検討を行い、参加しやすい内容の講座・講演会・学習会等を実施します。また、自宅等でも参加可能なオンラインセミナーを実施します。	男女共同参画センター	4	関係課、関係団体、男女共同参画市民活動グループと連携し、男女共同参画に関する事業を企画した。関心の高いテーマや話題性のある講師を選定し、参加しやすい内容で開催した。老人会において、出前講座による出張授業を実施し、男女共同参画は全世代に関わることであることを伝えた。
						まちづくり課 人権室	3	隣保館運営事業として市民のニーズに合った各種教養講座を実施するとともに、運営委員会、講座生等へ男女平等の視点に立った研修内容の検討を行っている。交流祭等を各館で実施。人権講演会や人権コンサートを通じ、多くの参加者に対し人権について考えるきっかけの場となった。
						人権教育課	3	西脇市人権教育協議会、もっとすてきに”パートナー”委員会と連携し、野々村友紀子さんを講師に招き「強く生きるためのヒント」と題した市民じんけんセミナーを開催した。関係団体が連携して実施することで、参加者の幅が広がり、多くの方に男女共同参画や人権について考えてもらう機会となった。人権文化をすすめる市民運動推進強調月間等において、男女共同参画や女性活躍、性の多様性に関する講演会を実施した。
2	I	1	①	啓発図書等の充実及び啓発資料・広報等の発行・配布	人権・男女共同参画に関する図書や啓発DVD等の充実を図ります。また、隣保館広報、人権啓発資料等の発行など、幅広い情報提供を行います。	図書館	3	図書館に設置している「男女共同参画コーナー」充実のため、図書の購入等を行った。
						男女共同参画センター	4	図書館の「男女共同参画コーナー」を充実させるため、図書館と連携し、新刊やDVDの購入等を行った。また、男女共同参画セミナー実施時、図書館司書作成の書籍の紹介パネルを用意するなど、学びの連携を図った。また、人権啓発資料等を情報交流コーナーに配架した。
						まちづくり課 人権室	3	毎年度人権に関する図書や児童文庫等を購入し、人権・男女共同参画に関する図書の充実を図っている。隣保館だよりを毎月発行（黒田庄隣保館のみ2か月に1回）し、人権や男女共同参画に関する課題を身近に感じていただけるよう掲載内容を検討し啓発を進めている。また、隣保館だよりを、市ホームページに掲載し、地区外の方も閲覧いただけるよう啓発に取り組んでいる。

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R5 所管課 評価	2023（令和5）年度 取組内容 （事業名、時期、内容、成果など）
						人権教育課	3	広報にしわきの「心のスケッチ」でアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み・偏見）に関するコラムを掲載した。 毎年発行している人権啓発資料「じんけんパンフレットFlat（フラット）」において、女性の人権をテーマに記事を掲載し、周知した。 人権に関する啓発DVDも4本購入し、充実を図った。
3	I	1	①	男女共同参画に関する施策や制度の情報提供及び周知	男女共同参画や女性活躍推進に係る施策や制度、取組など広報等を通じて広く情報発信します。	男女共同参画センター	4	広報にしわきのみらいえコーナーにおける啓発、毎月発行のみらいえカレンダー裏面活用、ホームページ、Miraie公式フェイスブック、市のSNS等での周知、またこどもプラザと連携し、プラザ利用の保護者に事業案内など、広く情報発信ができた。 （広報にしわき3月号「女性がもっともっと輝く」にしわき」をテーマに特集を組んだ。）
4	I	1	①	市民意識調査の実施	定期的に市民へのアンケート調査などを行い、現状把握とその結果を検証し、施策に反映します。	男女共同参画センター	2	2023（令和5）年度は、アンケート調査は実施していないが、2022（令和4）年度に実施した「町・町内会・自治会における女性活躍推進状況アンケート」の結果を基に、自治会役員の意識改革を図る取組をした。
5	I	1	②	LGBT等の性的マイノリティ（性的少数者）への理解促進	関係機関と連携し、性の多様性を認識し、LGBT等の性的マイノリティ（性的少数者）に関する理解を深める学習機会の提供に努めます。	男女共同参画センター	3	市内の高校生を対象に、LGBT等授業を実施した。
						人権教育課	3	11月開催の西脇市人権教育研究大会全体会において、大阪公立大学新ヶ江章友教授を講師に招き、「性の多様性と人権」をテーマに講演会を実施した。性の多様性について、正しく知り、理解を深める機会を提供した。 人権啓発資料「じんけんパンフレットFlat（フラット）」において、性的指向・性自認の記事を掲載し、周知した。
6	I	1	③	男女共同参画センターの充実・強化	男女共同参画の推進に向けた多様な講座の開催、相談業務等の事業の充実により、拠点施設である男女共同参画センターの機能の強化を図ります。	男女共同参画センター	4	男女共同参画センターにおいて、啓発セミナー、女性の就労・起業支援、相談業務等を実施。また、複合施設であることを生かして図書館やこどもプラザと連携した啓発が行えた。
7	I	1	④	男女共同参画の視点からの表現ガイドラインの活用	情報発信時において、男女共同参画の視点が意識され、本来の目的が適切に伝わる内容となっているかなど、望ましい表現にするため、ガイドラインの活用を促進します。	男女共同参画センター	3	チラシや資料作成時には、ガイドラインに沿った内容で作成した。更に、適切な表現ができるよう努める。

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内 容	所管課	R5 所管課 評価	2023（令和5）年度 取 組 内 容 （事業名、時期、内容、成果など）
8	I	2	①	児童生徒への教育の推進	人権教育を通して児童生徒の男女平等観や多様な性への認識の育成に努めます。また、性別にとらわれない進路指導及び職業意識の醸成を図ります。	人権教育課	3	人権教育資料「ほほえみ」「きらめき」について、市内小中学校へ情報提供を行うとともに、人権教育年間指導計画への積極的な位置づけを依頼した。性の多様性をテーマに授業研究会を実施した。多様な性の授業づくりについて理解を深める機会を提供した。
						学校教育課	3	進路説明会・進路相談（個別進路懇談等）の実施（中学校）
						男女共同参画センター	2	市内の高校（1校）で、LGBT等授業を実施したが、小中学校においては実施できていない。
9	I	2	①	教職員・保護者の男女共同参画に関する研修の実施	男女共同参画意識の向上と性の多様性の理解促進に向けた研修・啓発の充実を図ります。	人権教育課	3	P T A 研修会等で人権に関する積極的な研修が行われるように、講師の情報提供や講師謝金の補助を行った。2023（令和5）年度は、市内1小学校のP T A 人権講演会で性の多様性をテーマに講演会を実施、性自認や生き方について講師自身の経験とともに話していただいた。
						学校教育課	3	学校において性別にとらわれない男女平等の教育を実施。特別活動や総合的な学習の時間等において、子どもたちが性別に対する思い込みや固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路選択や職業意識の醸成を図った。
						男女共同参画センター	2	市内の高校（1校）で、LGBT等授業を実施
10	I	3	①	妊娠・出産期における健康支援	妊産婦の心身の健康を守るために必要な日常生活のアドバイスを、助産師や保健師等が実施します。	はぴいくサポートセンター	3	妊娠期には、出産・子育てセミナーにおいて、助産師から日常生活の助言を行った。さらに、令和5年度からは妊婦や子育て中の女性を対象に、運動と交流を実践する健幸スマイルスタジオを実施し、孤立を防ぐとともに、妊産婦の心と体の健康づくりに取り組んだ。また、産後は、新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問等において、産後の心身の変化等に対応するための助言を個別に実施した。
11	I	3	①	女性の生涯にわたる健康についての支援	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を持ち、女性のライフステージにおける心身の健康問題について、相談できる機会を提供します。性感染症の予防や望まない妊娠を防ぐため、性に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	はぴいくサポートセンター	3	新生児訪問等において、産後の女性の心身の健康に関する相談に個別に対応した。繋がるいのちの事業では、中学生に対して助産師による性教育を行い、望まない妊娠を予防するためにも正しい知識の普及を行った。
						学校教育課	3	学習指導要領等に則り、発達段階に応じて、関連する教科で指導した。
12	I	3	②	暴力根絶への広報	暴力は重大な人権侵害であることを周知するため、わかりやすく、読みやすい内容の資料の作成・配布、学習機会の提供を行います。	男女共同参画センター	2	D V に関するパンフレットやカードを各所に配架 女性に対する暴力をなくす運動期間（毎年11月12日～25日）には、暴力防止のチラシの配架や相談窓口の案内カード等を配架 わかりやすい資料の作成、配布、学習機会については今後検討していきたい。

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内 容	所管課	R5 所管課 評価	2023（令和5）年度 取 組 内 容 （事業名、時期、内容、成果など）
						はぴいくサポートセンター	3	国のチラシや市のホームページ等を通じて、暴力が人権侵害であることや相談窓口等について、わかりやすく周知を行った。
						人権教育課	3	いじめや子どもの人権、ハラスメント等に関する人権啓発DVDを活用した研修会、学習会を行った。教職員に対しては、「西脇市教育委員会ハラスメント防止指針」を配布。ハラスメントのない職場づくりについて各校長へ依頼した。
						学校教育課	3	年度当初に、暴力行為等の問題行動に対する学校の対応について保護者宛文書を作成し、各家庭へ配付した。改定された生徒指導提要に則り、暴力行為等の未然防止の取組を啓発した。
13	I	3	②	暴力根絶に向けた予防学習の取組	新型コロナウイルス感染症拡大に伴うDVや性暴力の増加・深刻化の懸念も踏まえ、学校や企業等を対象としたDV防止に向けた取組や教育の充実を図ります。	男女共同参画センター	2	市内高校生を対象にデートDV防止出張授業を実施。「デートDV」という言葉は知っていたようだが、どのようなことがデートDVにあたるのか、正しい情報を得る重要な取組である。自分事として考える、大事な時間となった。
						学校教育課	3	学習指導要領等に則り、文科省及び県教委からの通知を踏まえたうえで、関連する教科等で指導した。
14	I	3	②	犯罪が発生しにくい環境づくり	犯罪が発生しにくいまちづくりに向け、地域における防犯組織・団体や見守り隊（ハーティネス・メンバー）の活動支援を行います。	防災安全課	3	防犯活動資材の提供及びボランティア保険の加入などを行うことで、地域における見守り体制の支援を行った。また、防犯関係団体及び多可町と連携し、住民大会を実施した。
						青少年センター	3	活動に必要な用品や保険の加入について支援を行った。（ジャンパー、横断旗、帽子等）
15	I	3	③	ハラスメント防止対策の推進	職場や地域等でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等を防止するとともに、関係機関と連携し、研修会・講習会の開催に努めます。	男女共同参画センター	3	関係機関と連携し、事業所の人事担当者等を対象に、アンコンシャス・バイアスをテーマとしたセミナーを実施し、ハラスメントのない職場づくりに向けて啓発を行った。
						人権教育課	3	西脇市人権教育協議会企業内教育部会、西脇市男女共同参画センターと連携し、企業の経営者、人事・総務担当者等を対象に、ハラスメント防止対策セミナーを開催、働く人の人権を守ることにつなげる内容の研修を行った。市総務課（人事担当）と連携し、市職員管理職を対象に、「ハラスメント防止セミナー」を開催、教職員に対しては、「西脇市教育委員会ハラスメント防止指針」を配布した。
						商工観光課	3	これまでに引き続き、関係機関で作成した関連資料を西脇市新規立地企業協議会会員企業に配布し、情報提供を行った。
						学校教育課	3	セクハラ、パワハラ等の防止及び啓発を校長会で周知し、防止に向けた取組の充実を指導 ハラスメント相談窓口の設置と県教委資料を活用した教職員研修を各校で実施

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内 容	所管課	R5 所管課 評価	2023（令和5）年度 取 組 内 容 （事業名、時期、内容、成果など）
						総務課	3	人事管理事業として、総務課内に相談窓口を設置 自己申告書内に調査項目を設ける。
16	I	3	④	ひとり親家庭の 自立への支援	ひとり親家庭が抱える問題解決のため、母子・父子自立支援員、家庭児童相談員による相談体制を充実します。	はぴいくサポートセンター	4	公共職業安定所と就労支援事業に関する協定を締結し、母子、父子、寡婦で未就労等の方に対し、就労支援計画に基づき支援を行った。また、必要に応じて、看護師等の資格取得に向けての制度案内を行うなど、自立に向けた支援を行った。
17	I	3	④	在住外国人の自立への支援	性別による生きづらさを感じている在住外国人が、地域の一員として安心して生活できるよう、必要な情報提供や支援等を行います。	関係各課	4	【男女共同参画センター】 兵庫県が発行する、「Freedom from Domestic Violence」（英語、スペイン語等）を情報交流コーナーに配架 【人権教育課】 日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対し、生活適応や学習支援等、学校園生活への適応を図るため、子ども多文化共生サポーター等を学校園へ派遣、支援した。

★基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会の実現と男性の家庭生活への参画促進

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R5 所管課評価	2023（令和5）年度 取組内容 （事業名、時期、内容、成果など）
18	Ⅱ	1	①	就労に向けての相談やセミナー等の開催	女性の就労を支援するための相談窓口の充実やセミナー等を実施します。	男女共同参画センター	3	男女共同参画センターにおいて、社会保険労務士による女性のためのお仕事相談（月1回）、ハローワーク西脇職員による就労相談（月1回）を実施。また、ライフプランを考える際に知っておきたい働き方や社会保障についてのセミナーなどを開催した。利用件数が減少傾向である。内容の見直し及び広報・周知方法を工夫したい。
19	Ⅱ	1	①	再チャレンジ支援	出産や育児、介護などで就労を中断し、再び就職や起業などにチャレンジしたいと考えている人へ、ハローワークや関係機関と連携し、再チャレンジに関する情報提供を行います。社会保険労務士による女性のための就労相談を実施します。	男女共同参画センター	4	男女共同参画センターにおいて、月1回ハローワーク西脇職員がみらいえへ出張し、就労相談を実施した。女性の社会保険労務士による「女性のためのお仕事相談」（月1回）、女性起業家による起業相談（隔月1回）を実施。女性の就労や起業に関する悩みに対し、エンパワーメントにつながるよう留意しながら多様なアドバイス、情報提供をおこなった。
						商工観光課	3	北はりま職業訓練センターの職業訓練事業を支援し、再就職支援、雇用の促進・安定に努めた。
20	Ⅱ	1	①	起業に向けての支援	起業に関するセミナーや相談、イベントなど、関係機関等と連携し、起業に向けての支援の充実を図ります。	男女共同参画センター	4	起業支援セミナー「起業カフェ@みらいえ」を計4回開催。地元の女性起業家や先輩起業家を講師に迎え、起業するための基礎から起業を具現化できる内容で講義を実施。また、話題性のある起業女性による講演会を開催し、受講者の起業への関心を高めた。 起業体験をするため、チャレンジショップを2回開催。出店ブースを構えサービスの提供や商品を販売。事業のPR及びお客様の反応を見る機会となった。
						商工観光課	4	関連情報について、パンフレット等を市役所において配布し、情報提供を行った。また、関連補助金の活用に向けた事務支援を行うとともに、市の「起業・第二創業促進支援事業」による支援（2件。うち女性起業者2件）を行った。
21	Ⅱ	1	①	就業継続に向けた人材育成	仕事又は家庭（子育てや介護等）の二者択一ではなく、働き続ける意思をもつ人材の育成を図ります。	男女共同参画センター	3	社会保険労務士による、社会保険セミナーの中で、育児休業や介護休業に言及し、制度を利用しながら働き続けることを後押しした。また、市内高校生を対象に社会保険セミナーを実施。働き続けるために利用できる制度や多様な働き方を学ぶことを学んだ。
						商工観光課	1	実施していない。 ⇒関係機関と連携し、必要に応じて今後実施していく。

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内 容	所管課	R5 所管課 評価	2023（令和5）年度 取 組 内 容 （事業名、時期、内容、成果など）
22	Ⅱ	1	②	能力発揮の推進と学習機会の拡大	職場や家庭・地域などあらゆる場面において、女性が持つ能力や個性を十分に発揮できるよう、女性の活躍を推進します。各種分野で活躍できる人材を育成するため、女性セミナー等、学習機会を拡大します。	男女共同参画センター 関係各課	3	2022（令和4）年度から、にしわき女性リーダー養成講座を開催。2023（令和5）年度は、8名が受講。受講者から市の審議会委員に登用があるなど、成果があった。また、受講者によるグループ、みらいえウィメンズリーダー「みらウィ」に加入する受講者もあった。
23	Ⅱ	1	③	女性の総合相談窓口の整備・充実	女性の様々な悩みについて相談できる窓口の整備・充実を図ります。	男女共同参画センター	4	男女共同参画センターにおいて、月1回、女性の人権擁護委員が「女性のなんでも相談」を実施。就労関係の相談は、月1回の社会保険労務士による「女性のためのお仕事相談」、ハローワーク「出張就労相談」で対応。女性起業家による起業相談（隔月1回）も実施
24	Ⅱ	1	③	各種相談窓口の充実と連携	自立支援が必要な方への相談対応とエンパワーメントにつなげていくため、各種相談窓口の充実と連携を図り、効率的な支援体制を構築します。	関係各課	3	【男女共同参画センター】 男女共同参画センターにおいて、就労・起業相談窓口を開設。複合施設内にあることで利便性も高く、子どもを連れて相談できるなど、女性が利用しやすい環境で実施している。また、必要に応じて他の窓口を案内する等、連携を取りながら実施している。 【防災安全課】 市民からの相談に応じて各種相談窓口を紹介するなど、適切な支援を行った。 （2022（令和5）年度の相談件数は、消費生活（多重債務）相談：300件、法律相談：104件（利用率72.2%）、行政相談：3件）
25	Ⅱ	2	①	男性に対する男女共同参画意識の向上のための啓発	男性の家事・子育て・介護等への参画を推進するための講座の実施や交流の場の提供に努めます。また、啓発資料等により、男女共同参画の意識向上を図ります。	男女共同参画センター	4	市民活動グループ「西脇パパサークルJAO」と連携し、親子参加型イベントを開催。遊びを通して子どもと関わる事業を展開し、男性の家事育児への参画促進を図った（料理教室、みずあそび、餅つきなど）。また、こどもプラザと連携し、パパ同士の交流会や親子料理教室を実施した。
						人権教育課	3	ハローワーク西脇、男女共同参画センター等と連携し、アンコンシャス・バイアスについての研修会を実施、性別等に関係なく誰もが働きやすく、活躍できる職場環境について学ぶ機会を提供した。
26	Ⅱ	2	②	男性の働き方改革の推進	長時間労働の抑制や年次有給休暇等の取得促進など、男性の働き方改革を推進するため、関係機関と連携し、意識啓発を図ります。	男女共同参画センター	1	実施できていない。
						商工観光課	3	ハローワークから提供される年休取得促進のチラシを窓口に配架した。これまでに引き続き、新規立地企業協議会会員企業に対する情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、育児等休業に対する支援制度の情報提供を行った。

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内 容	所管課	R5 所管課評価	2023（令和5）年度 取 組 内 容 （事業名、時期、内容、成果など）
27	Ⅱ	3	①	ワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等による推進	市民に対し、ワーク・ライフ・バランスや男性中心型労働慣行の見直しの推進に向けた冊子の発行やセミナー等を実施します。	男女共同参画センター	2	社会保険労務士による「介護休業」セミナーを実施 ひょうご仕事と生活センターが発行するワーク・ライフ・バランスに関する冊子等を配架した。
						商工観光課	1	実施していない。
28	Ⅱ	3	②	企業・事業所等への各種情報提供	育児休業や介護休業、時差出勤制度など、多様で柔軟な働き方について、企業・事業主等への情報提供に努めます。 短時間労働制や在宅勤務など、就労を支援する制度について、情報提供に努めます。	商工観光課	3	これまでに引き続き、関係機関で作成する関連資料を西脇市新規立地企業協議会会員企業に配布し、情報提供を行った。
29	Ⅱ	3	②	企業・事業所等へのワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等による啓発	子育てや介護等と仕事の両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスについて、セミナー等により啓発を行います。	男女共同参画センター	3	関係機関と連携し、「介護休業」をテーマとしたセミナーを開催 事業所に「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）」の取得を推進。事業所の自己診断により、数値化、見える化し、課題や今後取り組むべき方向性を確認してもらい、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に取り組む事業所を増やすよう取り組んだ。
						商工観光課	3	関係機関と連携し、啓発に取り組んだ。
						人権教育課	3	西脇市人権教育協議会企業内教育部会と連携し、研修会に参加した企業に対して情報提供を行った。
30	Ⅱ	4	①	子育て相談業務の実施	民生委員・児童委員や主任児童委員と連携し、家庭児童相談や乳児相談等の充実を図ります。	はびいくサポートセンター	4	家庭での子どもの養育上の悩みや虐待問題等について、主任児童委員等と随時情報共有を行うとともに定期的に連絡会を開催し、効果的に相談業務を行った。 児童と乳幼児のふれあい交流事業及び出産・子育てセミナーにおいて、民生委員・児童委員や主任児童委員の参加・協力を得て、地域での相談支援の充実を図った。
						こどもプラザ	3	【プレイサポーター（臨床心理士）、子育てコンシェルジュによる相談】 プレイサポーター相談：年間48回、137人 子育てコンシェルジュによる子育てに関する相談：年間86件 内容：こどもプラザを利用される保護者や児童の相談を受ける。 成果：コロナ禍で生まれた子どもは、人と触れ合うことや、声をかけてもらう経験が少なかったため、言語の発達に不安を感じる保護者があるが、相談を受けることで、不安を軽減することができた。また、学校での友達関係にトラブル等の悩みを持つ生徒は、相談することで、気持ちが前向きになった。

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R5 所管課 評価	2023（令和5）年度 取組内容 （事業名、時期、内容、成果など）
31	Ⅱ	4	①	子育て教室の実施、子育て情報誌の発行・配布	食育や心身の健康について学ぶ子育て教室を実施します。子育てボランティアの紹介や小児医療情報など子育て情報誌を発行し、様々な情報提供を行います。	こどもプラザ	3	【西脇おやこ交流教室】 （市内在住家庭の登録制）：平日の教室60組・休日の教室35組 73回、2,631人 内容：臨床心理士による子育て相談会、管理栄養士との学習会、命の学習、菜園活動、親子クッキング、いずみ会の食育の話、寄せ植え体験、棒焼きパン、伝承遊び、小児医療を守る会の勉強会、体幹トレーニング、消防訓練等親子で幅広く学ぶ。 成果：子育てに係る様々な学びの場を持つことができその知識を自身の子育てに生かすことができた家庭がふえた。また、保護者から、学びたい内容について積極的な提案も出るようになってきた。 【子育て新聞「ことのは」発行】 月1回、900部・年間12回、10,800部発行 内容：こどもプラザの実施する事業や講座、イベントの案内、小児医療を守る会による「スタママ通信」、ボランティアグループハッピーネーブル、きらきら広場の案内、臨床心理士によるメッセージ、子育てに関する関係課からの情報発信等 成果：毎月発行することで、こどもプラザで開催する教室や児童館でのイベントや教室情報を周知することができた。また、こどもプラザの事業に関心を持つ家庭が増えてきた。
						健幸都市推進課	3	未就園児と保護者が集まる子育てサークル対象に、こどもプラザ及び食生活改善推進員（いずみ会）と連携して試食提供ならびに早寝早起き朝ごはん等の啓発を実施。今後は、調理実習の回数を増加する予定 子育て情報誌「ことのは」に、年2回、託児付き町ぐるみ健診を啓発。また、年8回こどもの食や家族の健康に関する情報を掲載。今後も継続予定
32	Ⅱ	4	①	ファミリー・サポート・センター事業の実施	一時的に子育ての支援を受けたい方を対象に子育て支援サービスを実施します。	こども政策課	3	シルバー人材センターに委託。仕事や出産等家庭の事情により一時的に育児の支援を受けたい保護者に代わり子どもの世話をすることで、仕事と子育ての両立を支援するなど子育てしやすい環境づくりに取り組むことができた。
33	Ⅱ	4	①	多様な保育事業等の実施	保護者の就労などに対応した乳幼児や障害のある子どもの一時預かり保育・休日保育や病児保育等の充実を図ります。	幼保連携課	3	認定こども園補助事業として、一時預かり事業、長時間保育事業等への助成を実施するとともに、病児保育事業を委託により実施し、保護者が働きながら子育てできる環境の整備に努めた。
						社会福祉課	3	障害児学童保育事業 北はりま特別支援学校に就学し、下校後等家庭において監護する者がいない障害のある子どもの下校後等における活動の場の確保及び保護者の就労支援を目的として実施 令和5年度 利用者6人
34	Ⅱ	4	①	放課後児童クラブの充実	労働等により保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊びの場を確保する、放課後児童クラブの充実を図ります。	学校教育課	3	年間延べ利用者数が令和4年度に比べ92人増加した。 令和5年度 4,813人 令和4年度 4,721人

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R5 所管課評価	2023（令和5）年度 取組内容 （事業名、時期、内容、成果など）
35	Ⅱ	4	①	児童館など子どもの遊び場の充実	自主性、社会性、生活技術を育む児童館や異年齢児や親子が安心して過ごせる遊び場の充実を図ります。	こどもプラザ	3	【児童館事業】 こどもプラザ年間利用者：62,670人 内容：定期的な事業（おりがみあそび、工作、播州織カレンダーづくり、播州織小物づくり、体操等）、様々なイベントや教室（飛び出せ児童館、施設見学、ソーイング教室、クッキング、季節のイベント、こどもプラザフェスタ、記念日のプレゼントづくり等）を実施する。 成果：児童館の目標である子どもが健やかに成長し、イキイキと活動できる行事を実施することができた。また、親子の安全で安心な居場所となった。
36	Ⅱ	5	①	障害のある人、高齢者等の介護についての相談業務の実施	民生委員・児童委員や在宅介護支援センター等関係機関と連携し、介護相談や認知症に関する相談等の充実を図ります。地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センター等の相談窓口の周知を図ります。	社会福祉課	3	障害者基幹相談支援センター及び障害者相談支援センター、社会福祉課等で障害のある人の相談に対応している。関係機関や関係各課との連携、ネットワーク構築等相談支援体制の強化に向けて取り組んでいる。令和5年度 相談実人数698人（委託相談支援センター：474人、市：224人）
						長寿福祉課	3	地域包括支援センターを中心に、在宅介護支援センターや地域の民生委員児童委員と連携し、高齢者の介護相談や認知症に関する相談を実施 広報やホームページを通じて地域包括支援センター等の相談窓口を周知
37	Ⅱ	5	①	介護保険制度、高齢者福祉サービス及び介護予防事業に関する情報提供・利用の啓発	新型コロナウイルス感染症拡大に伴うDVや性暴力の増加・深刻化の懸念も踏まえ、学校や企業等を対象としたDV防止に向けた取組や教育の充実を図ります。	長寿福祉課	3	市内高校生を対象にデートDV防止出張授業を実施。「デートDV」という言葉は知っていたようだが、どのようなことがデートDVにあたるのか、正しい情報を得る重要な取組である。自分事として考える、大事な時間となった。
						健幸都市推進課	3	地域で実施するいきいきサロンやおりひめ体操自主グループの育成や活動支援、情報提供を行い介護予防に取り組んでいる。日々の活動の中で把握した情報等により介護予防の活動に接続している。
38	Ⅱ	5	①	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や児童福祉法に基づくサービスに関する情報提供・利用の啓発	障害福祉サービスや障害のある子どもを対象としたサービス、その他事業に関する情報提供を行い、適切なサービス利用を促進することで介護負担の軽減を図ります。	社会福祉課	3	障害者基幹相談支援センター及び障害者相談支援センター、計画相談事業所、社会福祉課等で障害福祉サービス等の情報提供及び調整を行っている。 また、「障害福祉のしおり」を毎年更新し、新規手帳交付者等に情報提供、利用の啓発に取り組んでいる。

★基本目標Ⅲ 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R5 所管課評価	2023（令和5）年度 取組内容 （事業名、時期、内容、成果など）
39	Ⅲ	1	①	全ての審議会等への女性委員の登用	審議会等への女性委員の積極的な登用を推進するとともに、女性委員がいない審議会等の解消に努めます。 委員の選出規定や選出方法の見直しなどについて、審議会等の所管課に対する働き掛けを積極的に行い、全庁的な取組として、審議会等における女性委員の割合40%以上60%未満を目指します。	男女共同参画センター 関係各課	2	審議会等委員選任の際の伺書に合議。女性委員の割合目標40%を達成していない場合は、目標達成に向けた取組を確認し、担当課の意識改革を図った。 【法律・条例に基づく委員会等での女性登用状況】令和6年4月1日現在 ○法律に基づくもの（組織数6） 30%以上達成：4/6（67%） 40%以上達成：3/6（50%） ○条例等に基づくもの（組織数36） 30%以上達成：28/36（78%） 40%以上達成：18/36（50%） ●全体での女性委員の登用率 32.2% 【法律・条例に基づく委員会等での女性登用状況】令和5年4月1日現在 ○法律に基づくもの（組織数6） 30%以上達成：4/6（67%） 40%以上達成：3/6（50%） ○条例等に基づくもの（組織数45） 30%以上達成：30/45（67%） 40%以上達成：18/45（40%） ●全体での女性委員の登用率 29.9%
40	Ⅲ	1	②	事業所・各種団体等における女性管理職への登用促進	女性の意見が反映されるよう、管理職への女性の登用や性別にこだわらない人員配置、また採用等に向けた取組について関係機関と連携し、事業所・各種団体等に働きかけます。	男女共同参画センター	2	【採用等に向けた取組】 「公正な採用選考の理解と認識をめざして」及び「アンコンシャス・バイアスを知ろう。多様な人材を活かすために」をテーマにセミナーを開催。多様性のある強い組織を作るための学びであった。
						商工観光課	3	新規立地企業協議会会員企業に対する情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度」の情報提供を行った。
41	Ⅲ	1	②	事業所・各種団体等における方針決定の場への女性の参画促進	関係機関と連携し、事業所に対して講座や研修などを通じて、方針決定の場への女性の参画などの啓発や先進事例の紹介を行い、事業所でのポジティブ・アクションの促進を図ります。	男女共同参画センター 関係各課	3	ライオンズクラブやロータリークラブ等、各種団体に向け、「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）」の認定を推進。事業所の自己診断により、数値化、見える化し、課題や今後取り組むべき方向性を確認いただき、女性活躍に取り組む事業所を増やすよう啓発を行った。
						商工観光課	1	実施していない。 ⇒関係機関と連携し、必要に応じて今後実施していく。

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内 容	所管課	R5 所管課 評価	2023（令和5）年度 取 組 内 容 （事業名、時期、内容、成果など）
42	Ⅲ	2	①	男女が共に担う家事・子育て・介護等の促進	家事・子育て・介護等、男女が協力し共に責任を果たせるよう、学習機会の提供を行います。	男女共同参画センター関係各課	3	市民活動グループ「もっとすてきに“パートナー”委員会」や「西脇パパサークルJAO」等と連携し、親子参加型やパートナー参加型のイベントを開催。男性の家事育児への参画促進等を図った。 もっとすてきに“パートナー”委員会：お菓子作りを通して、男性が家事や育児を楽しみ、家事への参画を促すことを目的に実施（パパママカフェ） パパサークル：遊びを通して子どもとの関わりを展開し、男性の家事育児への参画促進を図った（みずあそび、餅つきなど）。
43	Ⅲ	2	①	育児休業・介護休業に関する情報提供	男女の育児・介護休業等の取得に向け、事業所等への情報提供に努めます。	商工観光課	3	子育て支援の担当課とも連携し、関連事業・セミナー等での情報提供を必要に応じて行うこととしている。また関連資料を西脇市新規立地企業協議会会員企業に配布し、情報提供を行っている。
44	Ⅲ	3	①	自治会等への女性役員への選出に向けた取組	自治会等への女性役員の選出に向け、区長会や地域活動組織等へ働き掛けます。	男女共同参画センター	4	「意識をかえて みんなで参画～男女が共に支え合う地域づくりを目指して～」をテーマに各地区区長研修会で「男女共同参画」の研修会を実施 総括として実施した、西脇市連合区長会区長研修会では、地域の中で男女共同参画に取り組まれている方から活動について話を聞いた。 研修後のアンケートでは、女性の参画に肯定的な意見が多かった。
						まちづくり課	3	各自治会では少子高齢化の進行等により役員のみ手不足等の課題が顕著になる中、女性役員の登用について進みにくい状況であるが、地域自治協議会や地区まちづくり協議会等の地域活動組織においては女性役員の登用も進んでいる。 男女共同参画センターと連携し、女性役員就任に向けて検討いただく機会を設けるため、各地区区長会及び全区長役員等を対象とした研修会を開催した。
45	Ⅲ	3	②	男女共同参画に関する自主活動グループの育成・支援	男女共同参画の推進等に取り組む活動団体の育成を進めるとともに、情報提供や団体間の交流促進・ネットワーク化を図り、その活動を支援します。	男女共同参画センター関係各課	3	市民活動グループの活動支援を行うとともに、男女共同参画に関するイベントやセミナー情報を提供し、参加を呼びかけた。 今年度は勉強会を実施し、男女共同参画について学んだ。また団体同士の交流の場となった。

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R5 所管課評価	2023（令和5）年度 取組内容 （事業名、時期、内容、成果など）
46	Ⅲ	3	②	子育てグループへの支援	子育て中の保護者の情報交換や、悩み相談のための自助グループへの支援を行います。	こどもプラザ	2	<p>【地区マミィの活動】 25回：378人 内容：地区マミィの活動を（住んでいる地域で子育て仲間とつながれるよう）支援する。 成果：活動中の地区では、保護者から積極的な意見や提案があり、親子で楽しみながら活動し、交流も深まっている。しかしながらこども園等への就園の増加や出生数の減少により、地域での活動が停止している地区もある。そのため、西脇全体としてのマミィの活動を増やしていくなど、支援方法の枠を広げていく。</p> <p>【サークルみっけ】 10回：46人 内容：育てにくい子や発達に遅れのある子どもの保護者サークルの活動を支援することで、保護者同士の情報交換や講座への参加で得られる知識や子育て情報により、子育てに係る悩みの軽減を図る。 成果：令和5年度は、こどもプラザの実施するイベントに、ブースを出店し、スタッフとして、参加者に対応する経験を持つことができた。今後も親子が、活躍できる場を提供していきたい。</p>
47	Ⅲ	4	①	事業所等への研修会の実施	関係機関との連携を図り、研修会等を実施します。	商工観光課	1	実施していない。 ⇒関係機関と連携し、必要に応じて今後実施していく。
48	Ⅲ	4	①	就業継続可能な職場づくり	女性も男性も働きたい人全てが、仕事と家庭（子育て・介護等）との二者択一を迫られることなく、働き続けることができるよう、就業継続可能な職場づくりの取組について、啓発します。	商工観光課	3	関係機関で作成する関連資料を西脇市新規立地企業協議会会員企業に配布し、情報提供を行った。
49	Ⅲ	4	①	事業所等への各種情報提供	男女平等の視点に立った雇用環境の整備を図るため、男女雇用機会均等法やパートタイム・有期雇用労働法等について事業所等への情報提供に努めます。	商工観光課	3	これまでに引き続き、新規立地企業協議会会員企業に対する情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、支援制度等の情報提供を行った。
						人権教育課	3	ハローワーク西脇、男女共同参画センター等と連携し、公正採用選考人権啓発推進員研修会を開催。事業所等におけるアンコンシャス・バイアス等様々な人権課題の解消に向け、人権問題啓発DVDを視聴する等、誰にとっても働きやすい職場環境について学ぶ機会を提供した。

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内 容	所管課	R5 所管課 評価	2023（令和5）年度 取 組 内 容 （事業名、時期、内容、成果など）
50	Ⅲ	4	②	農業分野における女性の活動支援	農業分野における女性の起業支援、農業委員会委員への女性の登用を促進します。	農林振興課	3	【スイーツファクトリー支援事業】 ・時期：令和3年9月～令和5年8月 ・内容：2年間の研修を実施し、女性の就農を支援 ・成果：令和5年9月に女性1名が独立就農 【農業委員会委員改選】 ・時期：令和5年度～改選準備（令和6年7月20日） ・内容：令和6年1月～2月各地区区長会にて、優先的に女性委員の推薦を依頼。 令和6年3月1日から29日まで推薦募集期間を設定。 3月広報誌、HPに募集記事掲載。 ・成果：募集期間終了時、農業委員候補者に3名の女性の推薦を得る。（前期は女性1名）
51	Ⅲ	4	②	自営業等の女性経営者の活動支援	自営業等の女性経営者の活動支援やネットワークづくりなど、女性活躍の促進に取り組みます。	商工観光課	1	実施していない。 ⇒関係機関と連携し、必要に応じて今後実施していく。
						男女共同参画センター	3	起業支援セミナーを開催し、自営業等の女性経営者（起業家）の学びと交流の場を提供 情報交換をするネットワークができた。今後は継続したネットワークができるよう働きかけていきたい。
52	Ⅲ	5	①	管理職・学年主任等への女性の登用促進	学校現場での男女共同参画意識の向上を図り、女性の教職員の管理職・学年主任等への登用を促進します。	学校教育課	1	管理職登用に際し、小中学校24名の管理職のうち、女性が5名であり女性割合の達成に至っていない。
53	Ⅲ	5	①	学校運営等の方針決定の場における男女共同参画の推進	小・中学校の方針決定の場における男女共同参画を推進します。	学校教育課	1	学校経営の方向性を決定する小中学校24名の管理職のうち、女性が5名（校長2名、教頭3名）と、女性割合の目標に達していない。
54	Ⅲ	5	①	男女の偏りのない児童会・生徒会役員の登用	性別による役員の割当てをせず、男女の偏りのない児童会・生徒会役員の登用に取り組みます。	学校教育課	3	令和5年8月、市内小中学校の児童会役員・生徒会役員に対して『児童会・生徒会リーダー研修会』を実施した。（出席者の約半数が女子）
55	Ⅲ	6	①	防災分野における女性の積極的な参画推進	自主防災組織などにおいて女性の積極的な参画を働き掛けます。 避難場所、災害ボランティア活動の場等において、女性や障害のある人、子育て世代に配慮した運営等、男女共同参画の視点が反映されるよう努めます。 防災会議委員への女性の登用を推進します。	防災安全課	3	自治会における自主防災組織において、女性役員がほとんどいないため女性視点の意見が反映されにくい状況である。区長等を通じて自治会が実施する自主防災訓練への女性の参加を促している。 防災会議委員の推薦を依頼する際は、引き続き男女共同参画社会の主旨・視点を含めた推薦をしていただくよう働きかけを行い、必要に応じ女性の視点を反映できるような委員構成にも配慮しながら、女性委員の登用を推進する。（女性委員4名、女性委員割合12.1%）

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R5 所管課評価	2023（令和5）年度 取組内容 （事業名、時期、内容、成果など）
56	Ⅲ	6	①	防犯分野における女性の積極的な参画推進	犯罪や事故が発生しにくいまちづくりに向け、補導委員や見守り隊（ハーティネス・メンバー）への女性の参画拡大を図ります。	青少年センター	2	西脇市青少年補導委員会 女性委員の増員を目指し各地区の区長会へ出向き説明を行った。また、各小中学校のPTAにも依頼を行い女性委員の割合は増加した。しかし、一部の地区において理解が得られず、女性委員の割合は40%未満にとどまった。（令和5年度22% 令和6年度34.3%） 次回委嘱時（令和8年度）には再度区長会に説明を行い、女性委員の割合40%以上を達成する。
57	Ⅲ	7	①	庁内における管理職への女性の登用と職域の拡大等	政策決定過程において女性の意見が反映されるよう、管理職への女性職員の登用や性別にこだわらない人員配置、採用等を行います。	総務課	3	人事管理事業として、職員の構成比を目標に女性管理職の登用を図った。 2023（令和5）年4月1日現在 女性管理職 28.0% 新規採用職員女性多数
58	Ⅲ	7	①	ワーク・ライフ・バランスに向けた取組の推進	職員の育児・介護休業等の取得促進に努めます。 ノー残業デーを設け、所属長自らが退庁を促すなど、管理監督職が率先して時間外勤務削減を図ります。 子育てに関する制度等を周知し、子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくりを進めます。	総務課	3	人事管理事業として、子育てに関する制度について職員向けに庁内LANで周知し、毎週水曜日に、ノー残業デーを設ける。 ○2023（令和5）年度中 ●育児休業取得率（行政職） ・男性 55.6%、女性 100% ●男性の配偶者出産休暇等取得率（行政職） ・配偶者出産休暇取得率 66.7% ・男性の育児参加休暇取得率 33.3%
59	Ⅲ	7	①	全ての審議会等への女性委員の登用（再掲）	審議会等への女性委員の積極的な登用を推進するとともに、女性委員がいない審議会等の解消に努めます。 委員の選出規定や選出方法の見直しなどについて、審議会等の所管課に対する働き掛けを積極的に行い、全庁的な取組として、審議会等における女性委員の割合40%以上60%未満を目指します。	男女共同参画センター 関係各課	2	【No.39と同じ】 審議会等委員選任の際の伺書に合議。女性委員の割合目標40%を達成していない場合は、目標達成に向けた取組を確認し、担当課の意識改革を図った。 【法律・条例に基づく委員会等での女性登用状況】令和6年4月1日現在 ○法律に基づくもの（組織数6） 30%以上達成：4/6（67%） 40%以上達成：3/6（50%） ○条例等に基づくもの（組織数36） 30%以上達成：28/36（78%） 40%以上達成：18/36（50%） ●全体での女性委員の登用率 32.2% 【法律・条例に基づく委員会等での女性登用状況】令和5年4月1日現在 ○法律に基づくもの（組織数6） 30%以上達成：4/6（67%） 40%以上達成：3/6（50%） ○条例等に基づくもの（組織数45） 30%以上達成：30/45（67%） 40%以上達成：18/45（40%） ●全体での女性委員の登用率 29.9%

★基本目標Ⅳ 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内容	所管課	R5 所管課評価	2023（令和5）年度 取組内容 （事業名、時期、内容、成果など）
60	Ⅳ	1	①	暴力根絶への広報 （再掲）	暴力は重大な人権侵害であることを周知するため、わかりやすく、読みやすい内容の資料の作成・配布、学習機会の提供を行います。	男女共同参画センター	2	【NO. 12と同じ】 DVに関するパンフレットやカードを各所に配架 女性に対する暴力をなくす運動期間（毎年11月12日～25日）には、暴力防止のチラシの配架や相談窓口の案内カード等を配架 分かりやすい資料の作成、配布、学習機会については今後検討していきたい。
						はぴいくサポートセンター	3	国のチラシや市のホームページ等を通じて、暴力が人権侵害であることや相談窓口等について、わかりやすく周知を行った。
						人権教育課	3	いじめや子どもの人権、ハラスメント等に関する人権啓発DVDを活用した研修会、学習会を行った。 教職員に対しては、「西脇市教育委員会ハラスメント防止指針」を配布。ハラスメントのない職場づくりについて各校長へ依頼した。
						学校教育課	3	・年度当初に、暴力行為等の問題行動に対する学校の対応について保護者宛文書を作成し、各家庭へ配付した。 ・改定された生徒指導提要に則り、暴力行為等の未然防止の取組を啓発した。
61	Ⅳ	1	①	暴力根絶に向けた予防学習の取組 （再掲）	新型コロナウイルス感染症拡大に伴うDVや性暴力の増加・深刻化の懸念も踏まえ、学校や企業等を対象としたDV防止に向けた取組や教育の充実を図ります。	男女共同参画センター	3	【No.13と同じ】 市内高校生を対象にデートDV防止出張授業を実施。「デートDV」という言葉は知っていたようだが、どのようなことがデートDVにあたるのか、正しい情報を得る重要な取組である。自分事として考える、大事な時間となった。
						学校教育課	3	学習指導要領等に則り、文科省及び県教委からの通知を踏まえたうえで、関連する教科等で指導した。
62	Ⅳ	1	②	DV防止の理解を深めるための啓発と教育	DVに関する理解を深め、防止を図るための啓発と教育を行います。	男女共同参画センター	3	市内高校生を対象にデートDV防止出張授業を実施。また、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の映画上映会時にデートDV防止映像を放映した。併せて、市民活動グループが啓発物品を施設来館者に配布し、DV防止・女性に対する暴力防止の啓発を行った。
						学校教育課	3	学習指導要領等に則り、文科省及び県教委からの通知を踏まえたうえで、関連する教科等で指導した。
						人権教育課	3	DVの背景にある固定的な性別役割分担意識や女性への偏見を解消するため、学習会等で関連啓発DVDを活用した。

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内 容	所管課	R5 所管課 評価	2023（令和5）年度 取 組 内 容 （事業名、時期、内容、成果など）
63	IV	1	②	デートDVに関する啓発	児童生徒に対して、デートDVに関する理解を深めるため、学校への出前講座など学習機会を提供しながら啓発を行います。	男女共同参画センター	2	市内高校生対象にデートDV防止出張授業を実施。市内全中高校を対象としていたが、実施できたのは1校であった。 授業の必要性を伝え、実施してもらえよう調整していきたい。
						人権教育課	1	人権教育課においては取組ができなかった。今後、学校に対し、デートDV防止啓発の必要性を呼びかける必要がある。
64	IV	1	②	DVに関する市民の意識・実態調査の実施	DVに関する市民の意識と実態を把握する調査を定期的実施します。	はぴいくサポートセンター	1	実施していない。
						男女共同参画センター	2	2023（令和5）年度は市民アンケートは実施せず。 （デートDV防止出張授業を受講した生徒・先生には、アンケートを実施している。）
65	IV	1	②	DVに関する資料の収集と提供	男女共同参画センターにおいて、DVに関する各種資料を収集し、市民向けの学習教材として提供を図ります。	男女共同参画センター	3	DVに関するパンフレットやカードを各所に配架。11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間では、暴力防止のポスターを掲示、啓発ティッシュを配布した。
66	IV	2	①	市の各種窓口におけるDV被害の気付きと相談支援窓口への連携	市の各種窓口において、DV被害者と思われる方への気付きと相談支援窓口へ連携していくための支援を行います。	はぴいくサポートセンター	4	戸籍住民課でのDV等支援措置において、DVの実態やDVの危険性が疑われる家庭を把握した場合、DV相談窓口である本課と連携し、被害者に配慮しながら迅速な対応を行った。
						関係各課	3	【男女共同参画センター】 男女共同参画センターで実施している「女性のなんでも相談」において、DVに関する相談があった場合、担当課につないでいる。 DV防止に関するチラシやカードをトイレ等に配置 【人権教育課】 人権啓発資料「じんけんパンフレットFlat（フラット）」に様々な相談窓口を掲載、DV相談窓口も紹介している。
67	IV	2	②	関係機関との連携による早期発見に向けた仕組みづくり	関係機関と連携し、ネットワークを確立することにより、DV被害の早期発見に努めます。	はぴいくサポートセンター	3	警察等で相談のあった被害者について、連携しながら必要な支援を行った。
68	IV	2	②	DV相談窓口の周知	DV被害者や市民に対し広報紙や市ホームページ等で相談窓口の周知を図ります。	はぴいくサポートセンター	3	国のチラシやアンケート調査、市の広報紙・ホームページ等を通じて、相談窓口についての周知を図った。

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内 容	所管課	R5 所管課評価	2023（令和5）年度 取 組 内 容 （事業名、時期、内容、成果など）	
69	IV	2	②	相談支援体制の充実	DV被害者が相談しやすい窓口にするなど、相談窓口体制の充実を図ります。	はぴいくサポートセンター	4	母子・父子自立支援員を2名配置し、常時対応できるよう努めるとともに、専用の相談室を設け、安心して相談できる体制づくりに努めた。	
70	IV	2	②	関係する相談機関との連携の強化	DVに関する相談機関との連携を強化するとともに、必要に応じてDV被害者支援ケース会議を開催して対応します。	はぴいくサポートセンター	3	関係機関（警察等）との連携を強化し、必要に応じてケース会議等を開催することにより、適切な支援を実施した。	
71	IV	2	②	相談窓口職員及び関係職員の資質の向上	相談窓口職員及び関係職員の資質の向上のための研修機会の充実を図ります。	はぴいくサポートセンター	4	母子・父子自立支援員及び関係職員が研修等に参加し、DVに関する正しい知識と理解を得ることにより、被害者に対して適切な支援を行った。	
72	IV	3	①	DV被害者の安全確保	一時保護支援の組織体制を充実し、警察や県立女性家庭センターと連携を図り、迅速な対応を行い、DV被害者の安全を確保します。 一時保護中のDV被害者と同伴する子どもの支援を強化します。 一時保護施設等への同行支援を図ります。	はぴいくサポートセンター	4	被害者が、安全かつ安心に一時保護等手続きができるよう、関係機関と連携しながら、警察や県女性家庭センター、一時保護施設等に同行支援する。同時に、被害者と同伴する子どもの心理等に対する支援も行う。	
73	IV	3	②	被害者の自立に向けた情報提供と相談支援	DV被害者の自立に向けた各種情報の提供と相談支援の充実を図ります。	はぴいくサポートセンター	4	ひとり親家庭相談事業として、被害者の離婚等についての相談や就労を含む生活全般の相談対応を実施するなど、自立を目指した支援を行った。	
74	IV	3	②	DV被害者のこころのケア	DV被害者が受けた精神的なダメージを緩和するため、心理的なケアを行います。	はぴいくサポートセンター	4	被害者が精神的なダメージを受けている場合、こころのケアに関する相談等適切な相談事業へつなぎ、心理的なケアを行った。	
						健幸都市推進課	3	こころの相談で、臨床心理士が個別に相談を実施	
75	IV	3	②	子どもの保護のための体制整備	関係機関との連携によりDV被害者の子どもの保護のための体制を整備します。	はぴいくサポートセンター	4	子どもの前で保護者がDV被害を受けることで心理的虐待を受けた子どもについて、関係機関と連携し、安全確保等適切な措置（一時保護）を行った。同時に心理的なケアを行った。	

番号	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内 容	所管課	R5 所管課 評価	2023（令和5）年度 取 組 内 容 （事業名、時期、内容、成果など）
76	Ⅳ	3	②	DV被害者の市営住宅入居要件の緩和等による自立支援	DV被害者の住まいの確保のため、被害者に配慮した市営住宅入居要件の緩和等を行うことにより、自立支援を行います。	住宅政策課	3	西脇市営住宅条例第7条第1項クにより入居要件の緩和を行っているが、この要件緩和による入居実績はない。
77	Ⅳ	3	②	配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討	配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討を行います。	はぴいくサポートセンター	1	配偶者等暴力相談支援センターの設置には至っていない。警察や県の配偶者暴力支援センター等と連携し対応していく。